

令和4年度行政事業レビューシート (文部科学省)

	史跡等の買上げ			担当部局庁	文化庁	作成責任者				
事業開始年度	昭和32年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	文化財第二課	文化財第二課長 山下 信一郎				
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化財保護法 第129条第1項			関係する 計画、通知等	文化芸術振興基本計画 (平成30年3月6日閣議決定)					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	文化財保護法に基づき所有者に課される義務を補償するため、地方公共団体が史跡等を公有化する場合に、その経費の一部を補助し、多くの地域において、都市化や開発により価値が損なわれかねない状態に直面している我が国の貴重な文化財である史跡等の良好な状態での保存を図る。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<p>個人や法人等が所有する史跡等について、地方公共団体が買上げによる公有化を行う場合に、それに要する経費の一部を補助する。</p> <p>この事業は、①買上げは法律に基づき所有者に課される義務への補償として行われるため、本来は国が直接行うべきものであること、②こうした買上げは地方公共団体の財政事情の状況にかかわらず行われる必要があること、③買上げ後の土地の管理・整備に多額の経費を要すること、などのため補助率が80%となっている。</p> <p>その手法としては、開発の切迫度や買上げ規模に応じて2つの方法がある。</p> <p>(1)直接買上げ方式 比較的小規模の事業の場合に行う取得費等について補助を行う。文化財保護の観点から、史跡等指定地内の土地や住宅等の所有者が受ける土地利用制限に対する補償に代わるものとして、民有地の公有化を行う事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2)先行取得方式 買上げ規模が大きく、かつ、開発等の切迫度から一括取得が適当な場合に地方債の発行により土地を取得し、その元利償還に要する償還金等について補助する。</p>									
実施方法	補助									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	10,634.4	10,308	10,002.3	10,002.3	10,002.3			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	570	855	901	1,020	-			
		翌年度へ繰越し	▲ 855	▲ 901	▲ 1,020	-	-			
		予備費等	-	-	▲ 701	-	-			
	計		10,349.4	10,262	9,182.3	11,022.3	10,002.3			
	執行額		9,671	10,048	8,637	-	-			
	執行率 (%)		93%	98%	94%	-	-			
当初予算+補正予算に対する 執行額の割合 (%)		91%	97%	86%	-	-				
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由						
	史跡等購入費補助金	10,002.3	10,002.3	要望額:要求額のうち3,657.5百万円						
	計	10,002.3	10,002.3							
活動内容 (アクティ ビティ)	文化財保護法により指定された史跡・名勝または天然記念物の適切な保存、管理等を行うための対象地の取得等への補助を行う									
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	必要な地域の買上事業を 実施し、史跡等を確実に保 存する	地方公共団体に対する補 助件数	活動実績	件	166	154	148	-	-	
			当初見込み	件	180	166	154	136	177	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	1件あたりの交付決定額 交付決定総額/交付決定件数			単位当たり コスト	百万円	64	67	63	74	
				計算式	百万円/件	10,632 /166	10,293 /154	9,300/148	10,002/136	

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 5年度	目標最終年度		
	前年度公有地化面積の割合※将来的には80%の公有地化を目標とする。	史跡指定面積に対する公有地化面積の割合		成果実績	%	57.1	57.1	59.2	-	-
			目標値	%	57.5	57.5	60	80	-	
			達成度	%	99.3	99.3	98.7	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	実績に基づく数値									
政策 評価 書 URL	政策	12 文化芸術の振興								
	施策	12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実	政策評価書 URL	https://www.mext.go.jp/content/20210922-mxt_kanseisk02-000017742-12_1.pdf						該当箇所
事業所管部局による点検・改善										
	項目			評価	評価に関する説明					
国 費 投 入 の 必 要 性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	史跡等の公有化は地方公共団体が行っており、その事業に対する補助は国が実施すべき事業である。また、史跡等の保存は都市化の進展に伴い危機に瀕しつつあるため、公有化は優先的に行うべき事業である。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	史跡等の公有化は地方公共団体が行っており、その事業に対する補助は国が実施すべき事業である。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	政策目標の達成手段に設定されており、優先度は高い。					
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	補助対象事業については、全都道府県から事業計画聴取を行い、事業の緊急性・有効性を勘案して決定している。補助対象経費については、補助要項で厳格に定められている。					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。			無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	補助金の支出先は地方公共団体であり、買上げに当たっては、不動産鑑定を実施するなど、客観的な指標を用いて適正な価格設定等が行われており、事業の効率化は図られている。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	妥当な水準となっている。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	中間段階の支出は県に対するものであり、事業実施のために適切に支出委任している。					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	補助対象経費については、補助要項で厳格に定められている。					
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-						
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			○	繰越額については、相続等が発生し、地権者との交渉が年度内に終了しなかったものであり、翌年度に契約締結し適切に執行している。						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。			○	都道府県等の連絡をメールで行い資料をデータ化することでコスト削減を図っている。						
事 業 の 有 効 性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			○	計画的に土地を購入しており目標に見合っている。また、公有化された史跡等については、その後の調査・整備等により、広く保存・活用が図られることになる。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	史跡等の公有化は地方公共団体が行っており、その事業に対する補助は国が実施すべき事業である。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	おおむね見込み通り実施された。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	公有化された土地について整備を行い活用をしている。					
関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-							

関連事業	事業番号				事業名
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、都市化や開発により価値を損なわれかねない状態に直面している史跡等の公有化に対する補助であり、緊急性が高く、国が確実に応えていく必要がある。</p> <p>また、地方公共団体は、買い上げに当たって不動産鑑定を実施するなど、適切な執行を行っている。</p> <p>史跡を公有地化し、開発から守ることで、その後の調査・整備等が可能となり、国民の文化遺産に対する理解を深めることに繋がっていく。</p> <p>今後も地方公共団体と連携を図りつつ、より一層の事業の推進を図るものである。</p>			
	改善の方向性	<p>交付申請書や実績報告書などの確認を徹底し、引き続き適正に補助金が執行されるよう努めていく。また、自治体に対して事業の早期執行を促すとともに、事業の進捗状況の確認も行い、不用額が出ないように努めている。</p>			
外部有識者の所見					
外部有識者による点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	<p>この事業は文化財保護法に基づき、史跡等の良好な状態での保存に必要な事業であり、事業所管部局による自己点検及び行政事業レビュー推進チームによる点検を踏まえ、特段の見直しは要しないものと考えられる。</p>				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年度	402				
平成24年度	425				
平成25年度	389				
平成26年度	384				
平成27年度	380				
平成28年度	359				
平成29年度	368				
平成30年度	369				
令和元年度	文部科学省 - 0370				
令和2年度	文部科学省 0371				
令和3年度					

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

文化庁
8,637百万円

地方公共団体から申請のあった史跡の公有化申請に対し、開発の切迫度や買上げ規模に応じ、補助対象経費の80%を補助する。



【補助・支出委任】

A. 都府県(全40機関)
8,637百万円

史跡等の買上げ事業に必要な経費



【補助】

B. 地方公共団体
(全131機関)
8,637百万円

史跡等の買上げ事業を実施する。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.大阪府			B.大阪府高槻市		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
補助金	史跡等購入費補助金	1,698.4	補助金	土地購入費	598.5
計		1,698.4	計		598.5

